

自動車税種別割の課税誤り及び還付について

今般、自動車税種別割のうち、令和元年（2019年）9月30日以前に初回新規登録を受けたキャンピング車等に、課税誤りがあることが判明いたしました。これに伴い過大に課税していた納税者の皆様に還付が発生いたします。

このことは、県民の皆様の本県税務行政に対する信頼を損ねるものであり、深くお詫びいたします。今後、二度と同様の事案を起こさぬよう、再発防止策を講じてまいります。

1 経緯及び概要

- 今月21日に山口県が発表した「自動車税種別割の課税誤り・還付について」の報道を受け、本県においても茨城県県税条例（以下、条例という）を確認したところ、キャンピング車、教習車、その他のもの※（以下、キャンピング車等という）の改正漏れが判明した。 ※交通事故調査用緊急車
- 平成31年（2019年）度税制改正に伴い、令和元年10月1日以後に初回新規登録されたキャンピング車等について、自動車税種別割の税率を引き下げる条例改正を令和元年6月に行った。
- 令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたキャンピング車等については、引き下げ前の税率を適用（税率を据え置き）することとし、これを条例付則で規定しておく必要があったにもかかわらず、この改正が漏れていた。
- 結果的に、令和元年9月30日以前に初回新規登録を受けたキャンピング車等には、従来どおり引き下げ前の従来の税率で課税していたが、条例に規定していなかったため課税根拠がなく、実際の条例上の税率（引き下げ後の税率）との差額が、過大な課税となっていた。
- 納税者数等（12月22日現在）

車種	納税者数	課税台数	課税件数	還付額	差額（従来の税率と引き下げ後）
キャンピング車	3,146人	4,184台	10,932件	13,625,900円	800円～4,100円/件
教習車	8人	22台	57件	140,200円	2,500円/件、2,800円/件
その他のもの	2人	2台	8件	20,000円	1,500円/件、3,500円/件
計	3,156人	4,208台	10,997件	13,786,100円	

※課税件数・還付額は令和元年度～令和5年度の5年分。差額は年税額。

2 今後の対応

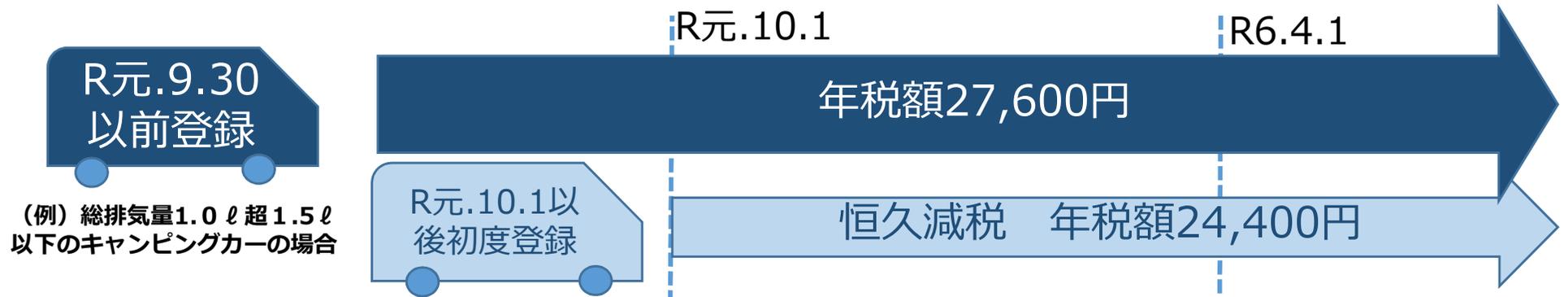
- 令和5年12月 謝罪文の発送
- 令和6年1月～ 還付開始
- 令和6年3月 議会上に条例改正案の上程(予定)

3 再発防止策

- 県税の賦課徴収の根拠となる条例の規定欠落という事態を重く受け止め、再発防止に向けチェック体制の強化を徹底し、県民の信頼回復に努めていく。

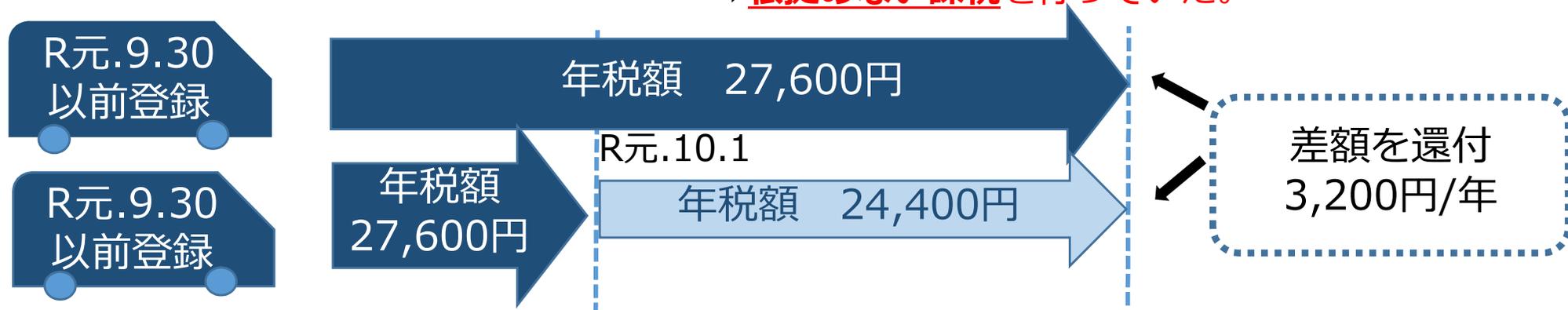
○2019年度税制改正のポイント

- 1 令和元年10月1日以後に初回新規登録を行った自動車については恒久減税を実施
- 2 令和元年9月30日以前に初回新規登録を行った自動車は従来の税率で課税

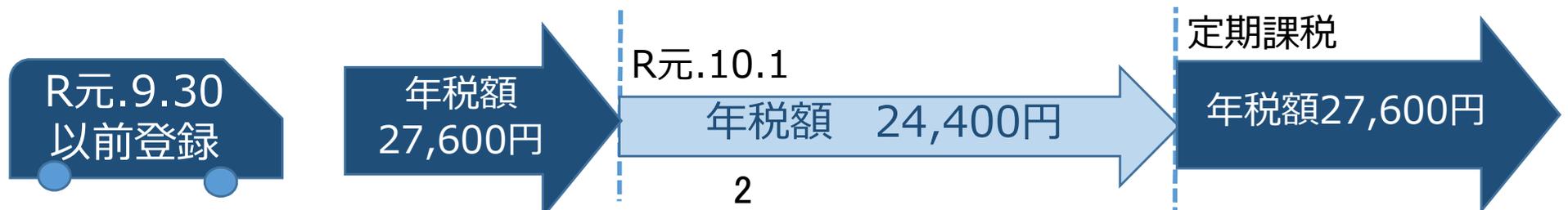


○今回判明した条例の改正漏れについての概要

- 1 令和元年10月1日以後初回新規登録のキャンピング車等の税率は茨城県県税条例で規定した。
- 2 令和元年9月30日以前初回新規登録のキャンピング車等の税率は同条例の規定が漏れていた。
 → **根拠のない課税**を行っていた。



○令和6年第1回定例会で条例改正予定 → 次の定期課税では**恒久減税前の税率**で課税予定



【参考資料1】

1 平成31年度税制改正の概要

- 消費税率10%への引上げ（令和元年10月1日～：8%→10%）にあわせ、自動車の保有に係る税負担を恒久的に引き下げることにより、自動車ユーザーの負担を軽減し、需要を平準化
- 令和元年10月1日以後に初回新規登録を受けた自家用乗用車（登録車）から引下げ

2 新旧税率一覧

（単位：円）

区 分	R元. 9.30までに 初回新規登録を 受けたもの	R元. 10.1以後に 初回新規登録を 受けたもの	引き下げ額 (差額)
キャンピング車			
総排気量10以下 (電気自動車含む)	23,600	20,000	3,600
総排気量10超1.50以下	27,600	24,400	3,200
総排気量1.50超20以下	31,600	28,800	2,800
総排気量20超2.50以下	36,000	34,800	1,200
総排気量2.50超30以下	40,800	40,000	800
総排気量30超3.50以下	46,400	45,600	800
総排気量3.50超40以下	53,200	52,400	800
総排気量40超4.50以下	61,200	60,400	800
総排気量4.50超60以下	70,400	69,600	800
総排気量60超	88,800	88,000	800
教習車	26,500	24,000	2,500
その他のもの			
総排気量10以下 (電気自動車含む)	29,500	25,000	4,500
総排気量10超1.50以下	34,500	30,500	4,000
総排気量1.50超20以下	39,500	36,000	3,500
総排気量20超2.50以下	45,000	43,500	1,500
総排気量2.50超30以下	51,000	50,000	1,000
総排気量30超3.50以下	58,000	57,000	1,000
総排気量3.50超40以下	66,500	65,500	1,000
総排気量40超4.50以下	76,500	75,500	1,000
総排気量4.50超60以下	88,000	87,000	1,000
総排気量60超	111,000	110,000	1,000

注：上表の税率は標準税率です。初回新規登録から13年以上経過したガソリン・LPG車及び11年以上経過したディーゼル車は、標準税率より概ね15%高くなります。

【参考資料2】

県税条例

第71条の9 次の各号に掲げる自動車に対して課する種別割の税率は、1台について、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 乗用車(3輪の小型自動車であるものを除く。)

ア 略

イ 自家用

(ア) 総排気量が1リットル以下のもの及び電気自動車	年額	25,000円
(イ) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの	年額	30,500円
(ウ) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの	年額	36,000円
(エ) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの	年額	43,500円
(オ) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの	年額	50,000円
(カ) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの	年額	57,000円
(キ) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの	年額	65,500円
(ク) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの	年額	75,500円
(ケ) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの	年額	87,000円
(コ) 総排気量が6リットルを超えるもの	年額	110,000円

(2)～(4) 略

(5) 特種用途自動車(3輪の小型自動車であるものを除く。)

ア 略

イ キャンピング車(自家用に限る。以下同じ。)

(ア) 総排気量が1リットル以下のもの及び電気自動車	年額	20,000円
(イ) 総排気量が1リットルを超え、1.5リットル以下のもの	年額	24,400円
(ウ) 総排気量が1.5リットルを超え、2リットル以下のもの	年額	28,800円
(エ) 総排気量が2リットルを超え、2.5リットル以下のもの	年額	34,800円
(オ) 総排気量が2.5リットルを超え、3リットル以下のもの	年額	40,000円
(カ) 総排気量が3リットルを超え、3.5リットル以下のもの	年額	45,600円
(キ) 総排気量が3.5リットルを超え、4リットル以下のもの	年額	52,400円
(ク) 総排気量が4リットルを超え、4.5リットル以下のもの	年額	60,400円
(ケ) 総排気量が4.5リットルを超え、6リットル以下のもの	年額	69,600円
(コ) 総排気量が6リットルを超えるもの	年額	88,000円

ウ 霊きゆう車及びキャンピング車以外のもの

(ア) 乗用車に類するもので乗車定員が4人以上のもの

a 教習車 年額 24,000円

b その他のもの 第1号に掲げる当該額

県税条例

付則 第 18 条の 2

令和元年 9 月 30 日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて地方税法等の一部を改正する等の法律(平成 28 年法律第 13 号)第 2 条の規定による改正前の法(以下この項において「平成 28 年改正前の法」という。)第 145 条第 1 項若しくは第 3 項の規定により平成 28 年改正前の法に規定する自動車税を課されたもの(同日までに初回新規登録を受けた自家用の乗用車であつて、平成 28 年改正前の法第 146 条その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例の規定により平成 28 年改正前の法に規定する自動車税を課されなかつたものを含む。)又は同日までに法の施行地外において第 61 条第 2 項に規定する運行に相当するものとして施行規則附則第 5 条の 2 の 2 に規定するものの用に供されたことがある自家用の乗用車であつて令和元年 10 月 1 日以後に初回新規登録を受けたものに対して課する自動車税の種別割の税率は、第 71 条の 9 第 1 項の規定にかかわらず、1 台について、次の各号に掲げる自家用の乗用車の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- | | |
|-----------------------------------|--------------|
| (1) 総排気量が 1 リットル以下のもの及び電気自動車 | 年額 29,500 円 |
| (2) 総排気量が 1 リットルを超え、1.5 リットル以下のもの | 年額 34,500 円 |
| (3) 総排気量が 1.5 リットルを超え、2 リットル以下のもの | 年額 39,500 円 |
| (4) 総排気量が 2 リットルを超え、2.5 リットル以下のもの | 年額 45,000 円 |
| (5) 総排気量が 2.5 リットルを超え、3 リットル以下のもの | 年額 51,000 円 |
| (6) 総排気量が 3 リットルを超え、3.5 リットル以下のもの | 年額 58,000 円 |
| (7) 総排気量が 3.5 リットルを超え、4 リットル以下のもの | 年額 66,500 円 |
| (8) 総排気量が 4 リットルを超え、4.5 リットル以下のもの | 年額 76,500 円 |
| (9) 総排気量が 4.5 リットルを超え、6 リットル以下のもの | 年額 88,000 円 |
| (10) 総排気量が 6 リットルを超えるもの | 年額 111,000 円 |

本来、ここに、令和元年 9 月 30 日までに初回新規登録を受けたキャンピング車等の税率は、第 71 条の 9 第 5 項の規定にかかわらず、従前の税率とする旨を規定すべきであった。